

# 現職教育資料

◇はじめに	1
1 学校における合理的配慮の提供	1
2 小・中学校及び高等学校における特別支援教育	1～3
3 特別支援学校における教育	4
4 特別支援学校高等部における職業教育	4～5
5 今後の取組	5
◇おわりに	5



## 特別支援教育の充実に向けて



### ◇ はじめに

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」の実現を目指して、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実が求められている。

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことである。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされている。

### 1 学校における合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」の施行（平成28年4月）により、国公立の学校においては、合理的配慮の提供が法的義務となった。それにより各学校においては、従前から行っていた様々な配慮の内容について、合理的配慮の観点から整理を行い、実施することが必要となる。

#### 【合理的配慮】

合理的配慮とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取組のこと。

- ・ 障害の特性や具体的場面・状況に応じて個別に必要なもの
- ・ 体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの

なお、合理的配慮の提供に当たっては、本人・保護者と学校の設置者及び学校が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが重要である。また、検討の中で、過重な負担に当たると判断した場合は、本人・保護者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要がある。その際には、本人に十分な教育を提供する視点から、代替措置の選択も含め、合意形成を図っていくことが大切である。

### 2 小・中学校及び高等学校における特別支援教育

小・中学校においては、障害のある児童生徒の障害の状態等に応じたきめ細かな教育を行うために、通常の学級（通級による指導の併用を含む）に加え、特別支援学級が設置されている。

発達障害のある児童生徒については、将来の社会的な自立に向けて、通常の学級においてきめ細かな指導を行うことを基本としている。

高等学校においては、発達障害を含め、障害のある生徒については、すべて通常の学級（ホームルーム）

の中で、一人一人の特性に応じた指導を行っている。

### (1) 教育的対応の基本

教育的対応の基本は、児童生徒が、本来持っている力を最大限に発揮して自信を育てられるようにすることが大切である。

自信は、児童生徒が積極的かつ柔軟に学校生活を送っていくための原動力である。児童生徒は、自信が育ってくると、友達へのかかわりが積極的になったり、学習への取組が意欲的になったりする。そして、うまくいっている状況を自ら広げていくとともに、難しい状況においても、自分なりに工夫して対処しようとするようになる。

児童生徒が自信を育てられるようにするためには、日常の学習や生活の中で、児童生徒一人一人にとっての安心感を高めることが大切である。児童生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめとして、教室環境や教材等も含む様々な環境との相互作用によって展開されていることから、以下の2点を柱とし、児童生徒の安心感を高められるよう、きめ細かな指導に取り組むことが必要である。

#### ア 温かい人間関係を育む

教師が一人一人の児童生徒に寄り添い信頼関係を築くとともに、児童生徒が学級の中でお互いを認め合う関係をつくれるよう、児童生徒同士をつないでいくことが大切である。

#### イ 分かりやすい環境を整える

児童生徒の実態に合わせて、見通しを持てるように全体と部分の構造を明確にしたり、視覚や聴覚に働きかけるなどして情報を取り入れやすくしたりすることが大切である。

### (2) 通常の学級

通常の学級においては、学級担任が中心となり、すべての児童生徒に対して安心感を高める指導を行う中で、支援の必要性の高い児童生徒については、その児童生徒にとっての安心感を高める指導を行うことが大切である。

小・中学校の通常の学級においては、このような取組の中で、特に必要がある場合には、「通級による指導」を併用することもできる。

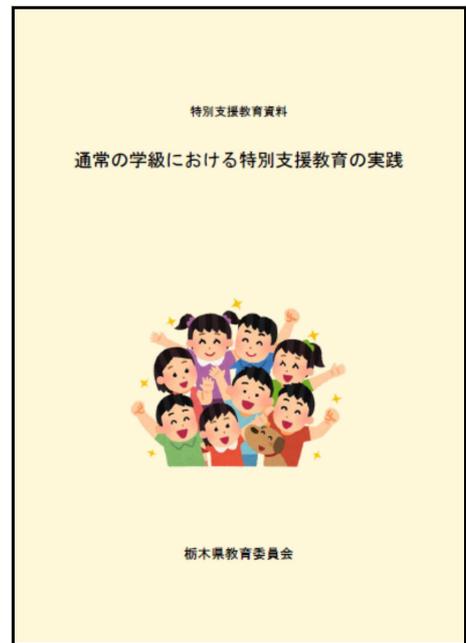
#### [通級による指導]

通級による指導とは、通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害の状態に応じた特別の指導を特別な指導の場（通級指導教室）で行う指導形態である。特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動に相当する指導）のことを指す。

### (3) 特別支援学級

特別支援学級は、障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成し、障害の状態等に応じた指導を行う学級であり、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害の種類がある。

教育課程については、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮し、特別支援学校小学部・中学部学



特別支援教育資料  
通常の学級における特別支援教育の実践

習指導要領を参考にして、自立活動を取り入れたり、各教科の目標、内容を下学年のものに替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりして編成することができる。その場合、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことに留意する必要がある。

#### **(4) 高等学校における特別支援教育**

高等学校においては、生徒指導等の既存の指導体制を生かし、個別の教育支援計画を活用しながら、一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図ることが大切である。

学習指導においては、すべての生徒に対して分かりやすさを高める指導を行いつつ、支援の必要性の高い生徒については個別的な対応を、教職員間で情報を共有し、可能な限り同一歩調で行うことが求められる。また、生徒が自ら判断し行動できるよう、自己指導能力の育成に努めるとともに、不登校や引きこもりなどを未然に防ぐためにも、生徒一人一人の特性を踏まえたきめ細かな生徒指導に取り組む必要がある。

進路指導については、生徒の得意な部分を生かし、主体的に進路を選択できるようにすることが大切である。併せて、卒業後に適切な支援が受けられるよう、必要に応じて福祉や労働等の関係機関と連携を図ることも大切である。

#### **(5) 校内指導体制の充実**

##### **ア 校内委員会**

障害のある児童生徒への指導は、一人一人の教育的ニーズが多様であるため、担任だけでなく、組織的に行う必要がある。既存の指導体制を活用し、関係教職員が具体的な支援内容、役割分担について共通理解を図り、指導を充実させることが大切である。

##### **イ 特別支援教育コーディネーター**

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員として、すべての小・中学校及び高等学校で指名されている。

##### **ウ 個別の教育支援計画**

障害者へ生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的に、医療、保健、福祉、教育、労働等の各部局が、一人一人について作成する計画を「個別の支援計画」といい、その計画の中で、就学前から学校卒業後までを対象に、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」と呼ぶ。本県においては、児童生徒の支援の全体像を把握する「支援機関一覧」と、児童生徒の実態及び目標等をまとめた「指導計画」を合わせたものを、「個別の教育支援計画」と定義する。

個別の教育支援計画を作成・活用する目的は、次のとおりである。

- ・指導目標や手立て、合理的配慮等を明確にする「要点整理」
- ・教職員間、教職員と保護者間及び関係機関で情報を共有し、同一歩調で指導に当たる「情報共有」
- ・記述内容の修正及び指導の評価・改善を定期的に行うとともに、進路先に引き継ぐ「進行管理」

##### **エ 支援情報の引継ぎ**

障害のある児童生徒が次の学校段階へ進む際、新しい生活を円滑に開始できるようにするため、個別の教育支援計画等を活用し支援情報を引き継ぐことが大切である。

なお、支援情報の引継ぎは本人・保護者の同意を得て行うものであることから、本人・保護者に対し、その有効性を説明し、確実に引継ぎが実施できるようにすることが大切である。

### 3 特別支援学校における教育

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）を対象として、小・中学校及び高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である。

#### (1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校の小学部・中学部・高等部の教育課程は、小・中学校及び高等学校の各教科等に自立活動を加えて編成される。

ただし、知的障害者である児童生徒を教育する場合は、独自の各教科等が規定されており、その目標と内容は、知的障害の特徴及び学習上の特性を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視したものとなっている。また、同一学年であっても、障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいため、学習指導要領の各教科の内容は学年別ではなく、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階（高等部の主として専門学科において開設される各教科は1段階）という大きなくくりで示されている。

#### (2) 自立活動の指導

特別支援学校では、各教科等のほかに「自立活動」の領域が特別に設定されている。

自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動のことである。

自立活動の指導は、教科指導のようにあらかじめ指導内容が決まっているものではなく、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導内容を設定するため、指導の道筋そのものを組み立てていくことが求められる。そして、その指導は、個別指導の形態で行うことが基本とされている。

なお、指導の際には、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の時間における指導と密接な関係を図って行わなければならないことに留意する必要がある。

### 4 特別支援学校高等部における職業教育

特別支援学校（知的障害）の高等部においては、中学校の特別支援学級等から入学してくる軽度の知的障害がある生徒を主な対象として、職業的な自立支援を強化するための取組を進めている。

#### (1) 職業教育の充実

高等部卒業後の就職者の業種については、以前は製造業が中心であったが、近年は第3次産業に就く者が増えてきている。このような状況から、今後の就職先として期待される流通・環境・食品・福祉の分野について、企業等の専門家の協力を得ることなどにより、職業教育の指導の充実を図っている。

#### (2) 就労支援の充実

##### ア 実習・就職先の開拓

進路指導主事や就労支援員が企業を訪問し、実習・就職先の開拓を進めている。また、企業等に対して、特別支援学校の職業教育を理解してもらうためのセミナーを実施している。

##### イ 卒業後の支援

卒業者に対しては、卒業後3年程度を目安として、職場訪問や電話連絡等による卒業後支援を行っている。その際には、支援の主体を学校から障害者就業・生活支援センター等の機関へ円滑に移行できるよう、きめ細かな連携を図っている。

### **(3) 高等特別支援学校の開校**

既存の特別支援学校の職業教育の充実に向けた対応と併せて、軽度の知的障害がある生徒に対する専門的な職業教育を提供する場として、職業学科を設置した高等部単独の特別支援学校である「県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園」が平成28年4月に開校した。

宇都宮青葉高等学園では、流通・環境コース及び食品・福祉コースを設置して、専門教科の指導の中で、企業等での就労において必要となる実践的な知識や技術等の確実な習得を図っていく。

## **5 今後の取組**

県教育委員会が策定した「栃木県教育振興基本計画2020－教育ビジョンとちぎ－」において、基本施策の一つに「特別支援教育の充実」を位置付けている。インクルーシブ教育システムの推進が求められる中、今後5年間で取り組んでいく主な内容は以下のとおりである。

### **(1) 教員のより一層の専門性向上**

インクルーシブ教育システムの推進に向け、学校においては特別支援教育に関する法令や制度等の理解を深め、障害のある児童生徒がその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするための対応が求められる。そこで、小・中学校の管理職に対して障害のある児童生徒の教育・福祉に関する法令や制度等についての理解促進を図っていくとともに、小・中学校の特別支援学級担当教員と特別支援学校の教員が相互の学校の授業に参加する研修を実施し、実践的な指導力の向上を図っていく。

### **(2) 一貫した支援体制の構築**

障害のある児童生徒が、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、個別の教育支援計画等の活用による支援情報の引継ぎを推進していく。特に、高等学校において、支援情報を進路先の大学や企業等に適切に引き継ぐための方策についての調査研究を行うことにより、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の構築を図っていく。

### **(3) 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実**

生徒の自立と社会参加を見据え、企業等の専門家の協力により実践的な職業教育を行うとともに、関係機関との連携の下、実習・就職先の開拓を一層推進していく。

高等特別支援学校については、職業教育推進校として企業ニーズに応じた職業教育の実践研究に取り組んでいく。また、関係機関と地域の特別支援学校との連携会議の開催や、実習・就職先の企業情報の一元管理を行い、地域の特別支援学校と情報を共有する仕組みを作るなど、特別支援学校の生徒の就労支援を推進する拠点機関として県全体の就労支援体制の構築を図っていく。

## **◇ おわりに**

特別支援教育の充実には全教職員の共通理解と全校体制の充実が不可欠である。そして、障害のある児童生徒が自立し社会参加するために必要な力を培うためには、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を充実させることが重要である。

そこで、校内の指導体制を改めて確認し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めていただきたい。

本資料の内容についての問合せ先  
栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 TEL 028(623)3381